

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月31日
【会社名】	株式会社ワンキャリア
【英訳名】	ONE CAREER Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 宮下 尚之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	03-6416-4088（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO 木村 智明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	03-6416-4088（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO 木村 智明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2026年3月30日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

減少する資本金の額

2026年1月31日現在の資本金58,937,171円のうち、8,937,171円を減少し、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

なお、2026年2月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、2026年2月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込または給付期日として役員または従業員に報酬として譲渡制限付株式が発行された場合は、当該譲渡制限付株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を50,000,000円とすることといたします。

資本金の減少が効力を生ずる日

2026年6月1日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

宮下尚之、長澤有紘、木村智明、高木新平の4氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

西浦由希子、美澤臣一、高橋治の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額600百万円以内（うち、社外取締役分100百万円以内）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	146,739	186	-	(注)1	可決 99.82
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
宮下 尚之	146,846	79	-	(注)2	可決 99.89
長澤 有紘	146,852	73	-		可決 99.90
木村 智明	146,850	75	-		可決 99.89
高木 新平	146,855	70	-		可決 99.90
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
西浦 由希子	146,859	66	-	(注)2	可決 99.90
美澤 臣一	146,859	66	-		可決 99.90
高橋 治	146,858	67	-		可決 99.90
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	146,561	364	-	(注)3	可決 99.70
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件	146,644	281	-	(注)3	可決 99.75

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上